

介護人材育成支援事業

概要

- 介護事業所における介護職員の不足の一因として、介護職員の離職が課題
 - キャリアアップにより、収入の増と介護の知識・技能の習得による定着促進が必要
- ★ 介護に係る研修の受講費用を補助 → 介護職への定着の支援、新たな介護職員の参入促進
- ★ 研修受講により、義務化された認知症介護基礎研修が免除（義務化は令和5年度末まで経過措置あり）

補助対象

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援事業者は除く

- ・ 市内介護サービス事業所に勤務する介護職員に係る対象研修受講費用（研修実施機関に支払った費用）

対象研修：介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修

補助額 受講費用全額（上限10万円）

※研修費用：法人負担→法人に補助、個人負担→個人に補助
※市内の介護サービス事業所で勤務している必要あり
※初任者研修と実務者研修の両方受講した場合は上限20万円

事業イメージ

釧路市

研修実施機関 ※介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修

（初任者研修に係る補助交付された者も、実務者研修の補助申請可能）

④補助金交付

①研修申込
・費用支払

②研修受講

③補助申請

市内の介護サービス事業所に勤務する介護職員

介護事業者

- ・ 研修修了後に補助申請
- ・ 実際に勤務していることが要件
- ・ 10万円を上限に受講費補助